

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の公費支援に関するリーフレットについて（周知）

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制や公費支援のあり方については、「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）においてお示ししたところですが、そのうち治療薬の公費支援終了に関して、今般、周知用のリーフレットを別紙のとおり作成しました。

つきましては、貴管内の医療機関等の関係者に周知していただくとともに、その内容が多くの方に広く行き届くようお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について



治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

医療保険において、毎月の窓口負担（治療薬の費用を含む）について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。
- ※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【高額療養費制度について】

